◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第３５２号（H28. 5. 27）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．　重大事故等情報＝６件（５月２０日～５月２６日分）
（１）乗合バスの衝突事故①
（２）乗合バスの死傷事故
（３）乗合バスの衝突事故②
（４）貸切バスの火災事故
（５）貸切バスの追突事故
（６）タクシーの路面電車との接触事故
２．事業用自動車事故調査報告書に係る事故の再発防止策に対する取り組みについて（新着情報）
３．軽井沢スキーバス事故を受けた集中監査の実施結果（速報）について
４．車両火災事故防止に向けた確実な点検整備の実施について
５．タクシーの事故調査分析結果について（関東運輸局発）
６．４月１３日に発生した貸切バスの車両火災事故に関する補足情報（中部運輸局発）
７．軽井沢スキーバス事故を受けた街頭監査の実施結果について
８．軽井沢スキーバス事故対策検討委員会における中間整理の公表について
９．運転中のスマートフォン操作は厳禁です！
１０．貨物自動車運送事業の安全確保の徹底について
１１．乗合バスの事故防止対策について（関東運輸局発）
１２．デファレンシャル・オイルの不足等にご注意下さい！
１３．株式会社イーエスピーの貸切バス事業許可の取消処分を行いました（関東運輸局発）
１４．スプリング式補助ブレーキを戻し忘れないように！
１５．事業用バスの車両火災事故防止に向けた保守管理の徹底について
１６．トラックの資材ボックスは確実に取り付けましょう！（北陸信越運輸局発）
１７．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について
１８．乗合・乗用・自家用有償の安全確保の徹底について
◇◇◇

５月２４日（火）午前１０時５０分頃、京都府の国道において、府内に営業所を置く乗合バスが運行中、センターラインを越えて走行してきた軽自動車と衝突した。
この事故により、軽自動車の運転者が死亡し、当該バス運転者が軽傷を負った。
事故当時、乗合バスは回送中で乗客はいなかった。

（２）乗合バスの死傷事故
５月２４日（火）午後９時４５分頃、大分県において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客８名を乗せ運行中、バス停で降車客扱い後に発進したところ、バス停付近の道路に横臥していた歩行者をはねた。
この事故により、歩行者が死亡した。バスの乗客８名および乗員にけがはなし。
歩行者は酒に酔い、当該現場でタクシーから降車後、バス停付近に横臥していた模様。

（３）乗合バスの衝突事故②
５月２５日（水）午後１時３４分頃、長崎県の高速道路において、同県に営業所を置く高速乗合バスが乗客１８名を乗せ運行中、センターラインを越えて走行してきた乗用車と衝突した。
この事故により、乗用車の運転者が死亡し、バスの乗客４名が軽傷を負った。
現場は片側１車線の対面通行の区間で、中央車線にゴム式のセンターポールが設置されていた模様。

（４）貸切バスの火災事故
５月２０日（金）午後２時５０分頃、北海道において、道内に営業所を置く貸切バスが運行中、駐車場で駐車中にエンジンを始動したところ、車両後方のエンジン付近より出火したため、運転者が備え付けの消火器で消火した。
事故当時乗客は乗っておらず、この事故による負傷者はいなかった。

（５）貸切バスの追突事故
５月２６日（木）午後２時２０分頃、長野県の県道において、愛知県に営業所を置く貸切バスが９台で梯団運行中、赤信号で停車した６号車（４２名乗車）に７号車（４２名乗車）が追突した。
この事故により、双方のバスの乗客・乗員１１名が軽傷を負った。

（６）タクシーの路面電車との接触事故
５月２５日（水）午前７時００分頃、広島県の県道において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、交差点で右折しようとしたところ、後方から走行してきた路面電車と接触した。
この事故によるけが人はいない。
現場は、片側２車線の見通しの良い交差点で、タクシーが交差点に進入してきた

ため路面電車が警笛を鳴らしたが、間に合わず接触した模様。

上記６件の死傷者数計：死亡３名、重傷０名、軽傷１６名（速報値）

◇◇◇

た。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000241.html

◇◇◇

・法定速度超過。
（３）運行管理に共通する問題点
・適性診断結果を活用していない。
・指導・監督において、運転者の習得の程度を把握していない。
２．再発防止策として考えられるもの
（１）運転者に対する指導監督の強化
（２）適性診断結果の活用
（３）安全を意識した運転

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1604/0415/cs_p160415.pdf

◇◇◇

象とした街頭監査を実施しました。本年１月２１日から３月中旬にかけて、全国において計２４２台の貸切バス車両を対象に街頭監査を実施した結果、うち８６台（35.5%）の車両について法令違反が確認されました。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000240.html

◇◇◇

３月２０日（日）、東名高速道路の神奈川県港北パーキング付近を運行中の貸切バス（乗員・乗客３８名）において、運転者が走行中にスマートフォンを操作していたとの事実がありました。

幸い事故には至りませんでしたが、先般の軽井沢でのスキーバス事故を受け、国土交通省として、抜本的な再発防止策を検討するとともに、全国のバス事業者に対し、安全確保の徹底について繰り返し指導している最中に発生した事案であり、誠に遺憾であります。

国土交通省としては２４日、当該バス事業者に対し、厳重に注意するとともに、乗務員に対して道路交通法等の法令遵守の再徹底を図るよう指導したところです。

関係者の方々におかれましては、運行にあたっては、道路交通法等の法令遵守の徹底を図り、安全の確保を最優先するようお願いいたします。

◇◇◇

安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、３月１８日付けで、公益社団法人全日本トラック協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000235.html

◇◇◇

全運転コンテスト（仮称）を開催し、乗務員の安全意識の向上と安全・安心な旅客の輸送の充実を図る。（平成２８年度中）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/jidou_gian/hoan/date/bus_wg_kentou_H27.pdf

◇◇◇

（配信日：H28.2.19）

国土交通省関東運輸局は、平成２８年１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け、当該バスを運行していた株式会社イーエスピーに対し、平成２８年２月１９日付けで道路運送法第４０条の規定に基づき、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の取消処分を行いましたのでお知らせします。

（参考）
１．事業者の氏名及び住所
事業者名：株式会社イーエスピー
東京都羽村市富士見平２－１－５
代表者：髙橋　美作

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/press/date/1602/0219/k1_p160219.pdf

◇◇◇

上記の内容は、平成２８年２月１９日付けで、公益社団法人日本バス協会等に対し、通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001119907.pdf

◇◇◇

されたところです。
　今般、北陸信越運輸局等において当該事業者に対し調査を実施したところ、資材ボックスが老朽化したことにより事故の数ヶ月前に交換されており、新しい資材ボックスは、新車架装時とは異なる方法により取り付けられていたこと、また、資材ボックスには常時１００kg程度の木材が積載されていたことが判明しました。
　ついては、同種事故の再発防止を図るため、関係事業者におかれましては下記の事項について早急に周知徹底を行い、貨物輸送の安全確保に努められるようお願いします。

記

　１．車体へ装着されている資材ボックス等構造物の確実な取付けについて点検すること。その際、不良箇所等が発見された場合は早急に対策を講じること。
　２．資材ボックス等の使用については、使用する物品に応じた構造とし、その機能の維持に関して適切に管理すること。
　３．積載物等が走行中に荷崩れ等により落下しないように、適切、かつ、確実な固縛等を行うこと。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→
http://wwwtb.mlit.go.jp/hokushin/hrt54/car/pdf/h280217annzenkakuhotuutatu.pdf

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇
【１７．軽井沢スキーバス事故を受けた対策について】
（配信日：H28.2.5）

　国土交通省では、１月１５日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けた緊急対策として、事故直後より国土交通大臣を本部長とする対策本部を設置し、特別監査の実施など、緊急に対応するとともに、二度とこのような悲惨な事故を起こさないよう、徹底的な再発防止策について検討するため、有識者からなる「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」を設置しました。
　さらに、２月３日付けで公益社団法人日本バス協会に対し、次の事故防止通達を発出しましので、関係者の方々におかれましては周知をお願いいたします。

「軽井沢スキーバス事故を受けた対策について」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000050.html

◆運転者に対する運転技能の指導の徹底について

当該事故原因については、現在、警察において捜査中であり、また、事業用自動車事故調査委員会においても調査を実施しているところですが、事故時に運転していた運転者が大型バスの運転に不慣れであったことが一つの原因であったとの指摘もあります。
このため、バス輸送の安全確保の徹底を図り、安全・安心の回復に万全を期すため、改めて下記事項について徹底を図って下さい。
なお、今般の事故を踏まえた再発防止策については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」において検討しているところであり、今後、追加的な対策を講じていくこともあり得ることを申し添えます。

記

１　新たに雇い入れた運転者であって、過去３年以内に同一の種類の事業の事業用自動車の運転者として選任されていた者についても、過去の経歴・運転経験を把握した上で、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

２　新たに雇い入れた運転者以外の運転者についても、乗務させようとする車種区分にかかる運転経験が十分でない場合には、必要に応じ、当該車種区分の事業用自動車を運転させ、添乗等により安全な運転方法を指導すること。

３　その際、添乗等による指導のほか、参加・体験・実践型の指導及び監督の手法や、自動車安全運転センターや自動車教習所等の外部の専門的機関を積極的に活用するよう努めるとともに、「指導及び監督の実施マニュアル」（平成２４年３月発行）を活用し、実効性のある指導・監督を実施すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118206.pdf

◆貸切バスの安全確保の再徹底について
　軽井沢スキーバス事故を受け、国土交通省は、全国の地方運輸局等において、貸切バスの出発時における街頭監査を緊急的に実施しているところです。
　１月２９日現在、全国１７カ所で監査を実施し、監査車両９６台のうち４５台に、法令違反又は法令違反の疑いが確認されています。これらの多くは、乗務員の過労運転防止のための遵守事項のチェックのために定められている運行指示書の記載不備、あるいは車内表示の不備等、いずれも基本的遵守事項であり、事故の再発防止の取り組みが行われている最中にもかかわらず、社会の信頼を揺るがす事態になっていることは誠に遺憾です。
　ついては、これらの法令違反の防止を徹底するため、街頭監査時に確認された

違反の多い事項を中心に、事業者が注意すべき事項をとりまとめました。
　出庫時には、運行管理者が、別紙を活用した最終確認を必ず行い、法令遵守を確実に履行することにより、輸送の安全確保の徹底に万全を期して下さい。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118207.pdf

◆貸切バスのシートベルトの着用徹底について
　当該事故に関連する報道では、この種の貸切バス等では、乗客がシートベルトを着用していないことが多いとの指摘がなされているところであります。
　シートベルトの着用は、衝突時の被害を軽減したり、車外放出の危険性を低くする等、死亡事故防止に効果があり、また、道路交通法（昭和35年法律第105号）において全ての座席においてシートベルトを着用させるよう運転者に義務付けられているところでありますが、今般改めて下記事項について周知・徹底を図って下さい。

記

１　乗客の安全を確保するため、次の事項について徹底すること。
（１）シートベルトを座席に埋没させないなど、シートベルトを乗客が常時着用することができる状態にしておくこと
（２）別添リーフレットの座席ポケットへの備付け等により乗客へのシートベルトの着用の注意喚起を行うこと
また、貴協会において配布しているステッカーや事業者が各自作成しているステッカーについても、座席に貼付するなど積極的に活用すること
（３）車内放送等により乗客にシートベルトの着用を促すこと
（４）発車前に乗客のシートベルトの着用状況を目視等により確認すること
（交替運転者や添乗員の補助を得ることも可）
２　その他、待合室や営業所への備付け、安全キャンペーンでの街頭配布を始め、あらゆる機会を捉え、別添リーフレットを配布すること等により、シートベルト着用の励行を図ること。
３　乗務員に対し、適正にシートベルトを着用するよう指導すること。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118205.pdf
「バス乗車の際はシートベルトを締めましょう！！」
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000052.html

◇◇◇

（配信日：H28.2.5）

◆乗合・乗用の安全確保の徹底について

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、軽井沢スキーバス事故は国民の生命、身体及び財産を害するとともに、運送事業そのものの社会的信頼を大きく失墜させるものであり、誠に遺憾です。

このため、貸切バス以外の旅客運送事業（乗合・乗用）におかれましても、安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。

（１）確実に点呼を実施すること

（２）乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握に努めること

２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。

３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、公益社団法人日本バス協会、一般社団法人全国個人タクシー協会及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◆自家用有償の安全確保の徹底について

自家用有償旅客運送は、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要である運送に限り、自動車運送事業の例外として認められているものです。

このような立法趣旨から、自家用有償旅客運送については、自動車運送事業とは異なる安全上の要件が課されていますが、輸送の安全の確保は、自家用有償旅客運送者においても最大の使命です。

このため、自家用有償旅客運送の安全確保の徹底を図り、利用者の信頼確保に万全を期すため、管内の自家用有償旅客運送者に対し、安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう、下記事項について周知徹底を図って下さい。

記

１．運行管理体制を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項を適切に実施すること。
（１）乗務前の運転者に対する安全運転のための確認を確実に実施すること
（２）運行の安全を確保するための必要な指示を確実に行うこと
２．乗車中のシートベルトの使用等、乗客の安全確保を図るための周知事項を再徹底すること。
３．運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、運転者に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。

上記の内容は、平成２８年１月２９日付けで、指定都道府県・市区町村の長に対し、事故防止通達として発出しています。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。
→　http://www.mlit.go.jp/common/001118204.pdf

◇◇◇

・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆